

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

「陸上自衛隊の入札及び契約心得」、「建設工事に係る入札心得書」及び「建設工事に係る標準契約書」の契約条項等をご承知の上、ご参加ください。

令和8年7月2日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

1 工事概要

- (1) 工事名 乾式遠赤外線加熱装置取替工事
- (2) 工事場所 愛知県豊川市穂ノ原1-1（陸上自衛隊豊川駐屯地）
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
陸上自衛隊豊川駐屯地189号建物の乾式遠赤外線装置の取替工事
- (4) 工期 令和8年10月30日（金）まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08年度防衛省競争参加資格において「**建築一式工事**」D等級以上、「**電気工事**」C等級以上又は「**管工事**」C等級以上の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真

にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)または(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成112年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続き」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札に関する事項

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 担当 西森（にしもり）

TEL 0533-86-3151（内線3471）

FAX 0533-84-7850

メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 担当 高橋（たかはし）

TEL 0 5 3 3 - 8 6 - 3 1 5 1 (内線 3 3 1 7)

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 現場説明会

実施しない。ただし、希望する業者は上記 3(1)イの担当部署と個別調整の上、実施すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時：令和8年7月17日（金）午前11時00分

イ 場所：陸上自衛隊豊川駐屯地第308会計隊入札室

4 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除。ただし、落札者は、契約金額が250万円を超える場合、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行うこととする。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

5 入札の無効

(1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札

(4) 入札開始時刻に遅れた者の入札

(5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札

(6) 入札書の親金額の訂正は認めない

(7) 第3項第4号で示す期限に遅れた郵便入札

6 落札者の決定方法

(1) 落札決定方式：総品目総額（消費税抜）

(2) 総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

7 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の内、下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
建設工事請負契約条項
- (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項

8 契約書の作成

契約書を作成する。但し、双方の同意により請負金額が100万未満の場合は省略する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

9 その他

- (1) 郵便による入札については、令和8年7月16日（木）17時00分必着分までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ず実施すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、令和8年7月16日（木）12時00分までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 市場価格調査への協力を依頼する。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (8) 本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 豊橋商工会議所 のほか 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



乾式遠赤外線加熱装置取替工事

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

工事名称	乾式遠赤外線加熱装置取替工事					
図面名称	仕様書（表紙）					
業務隊長	厚生科長	厚生班長				厚生係
了	了	了				
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号	1 / 3

仕 様 書

調達要求番号	6RRA1AK0006	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
工 事 件 名	乾式遠赤外線加熱装置取替工事	作 成 年 月 日	令和8年6月26日

- 1 工事場所
愛知県豊川市穂ノ原1丁目1 陸上自衛隊豊川駐屯地
- 2 工事期間
契約締結日の翌日 ～ 令和8年10月30日（水）の間
- 3 工事概要
豊川駐屯地189号建物に設置されている乾式遠赤外線装置の取替等を行い、正常作動が可能な状態にすること
- 4 一般事項
 - (1) 本工事は、本仕様書・図面・次の基準及び関係法令等を遵守して実施すること。
なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編(最新版)）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編(最新版)）
 - (2) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - (3) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、工事場所以外の立ち入りを禁止する。
工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
 - (4) 工事時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に工事を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
 - (5) 工事用車両の駐車場所及び資材等の置き場所は監督官の指示に従うこと
 - (6) 受注者は、工事实施に先立ち、監督官と協議のうえ工事工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち工事を実施すること。
 - (7) 工事に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任において迅速に処理すること。
 - (8) 工事に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
 - (9) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
 - (10) 工事は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
 - (11) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は、図面より現地での取り合いを優先する。
 - (12) 現場の納まりや取り合わせ等に伴う軽微な変更が必要な際は、監督官の指示を受けて行う。また、これに伴う請負金額の変更及び工期の延長はしないものとし、請負業者の責任において実施するものとする。
 - (13) 工事に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。

- (14) 据付調整後の故障発生時アフターケアサービスの依頼があった際は、速やかに対応を図ること。
- (15) 自衛隊施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。
- (16) 調達物品の無償保証期間は、納入から1年とする。
- (17) 工事発生材（金属類で売却可能品）については、監督官の指示する場所に集積し種類別に整理し、発生材調書と共に部隊側に引継ぐものとする。なお、その他の発生材については、受注者の責任において場外処分することとする。この際、廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき適正に処理し、マニフェストの写しを工期末までに提出できるように処分すること。なお、マニフェストについては、受注者負担とし、処理及び収集運搬の契約書及び許可証の写しを提出すること。
- (18) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

5 特記事項

- (1) 巴乾式遠赤外線サウナヒーター規格
SH-210-RC（コーナー型・ファン野外型）
定格入力 11.6KW
消費電力 単相 100V 120W
寸法 1700×815×458（ヒータ）
875×520×446（ファン）
上記の製品又は同等品以上（他社製品を含む）

- (2) 施工後は、試運転調整等により正常作動することを確認すること。

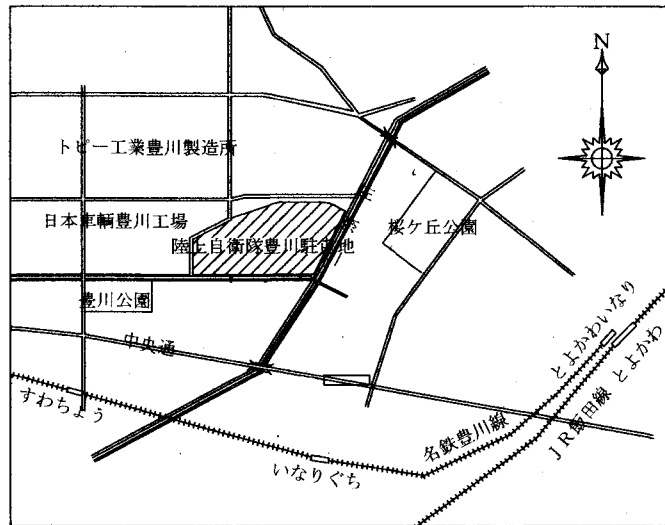
6 提出書類

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 工程表 | 2 部 |
| (2) 現場代理人通知書 | 1 部 |
| (3) 着工・完了届 | 2 部 |
| (4) 材料承認願 | 1 部 |
| (5) 材料等搬入報告書 | 1 部 |
| (6) 工事日誌 | 1 部 |
| (7) 工事写真 | 1 部 |
| (8) 産業廃棄物管理票（E票） | 1 部 |

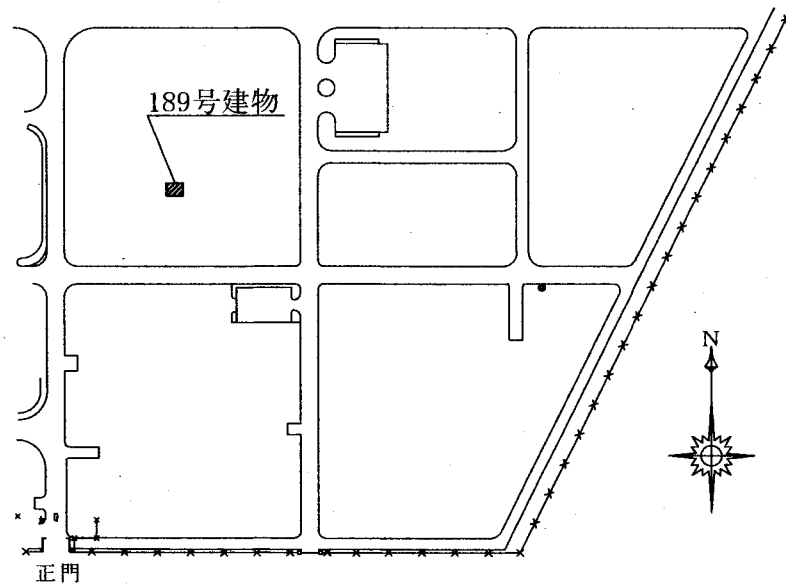
7 竣工検査

工事終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格をもって工事完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって工事完了とする。

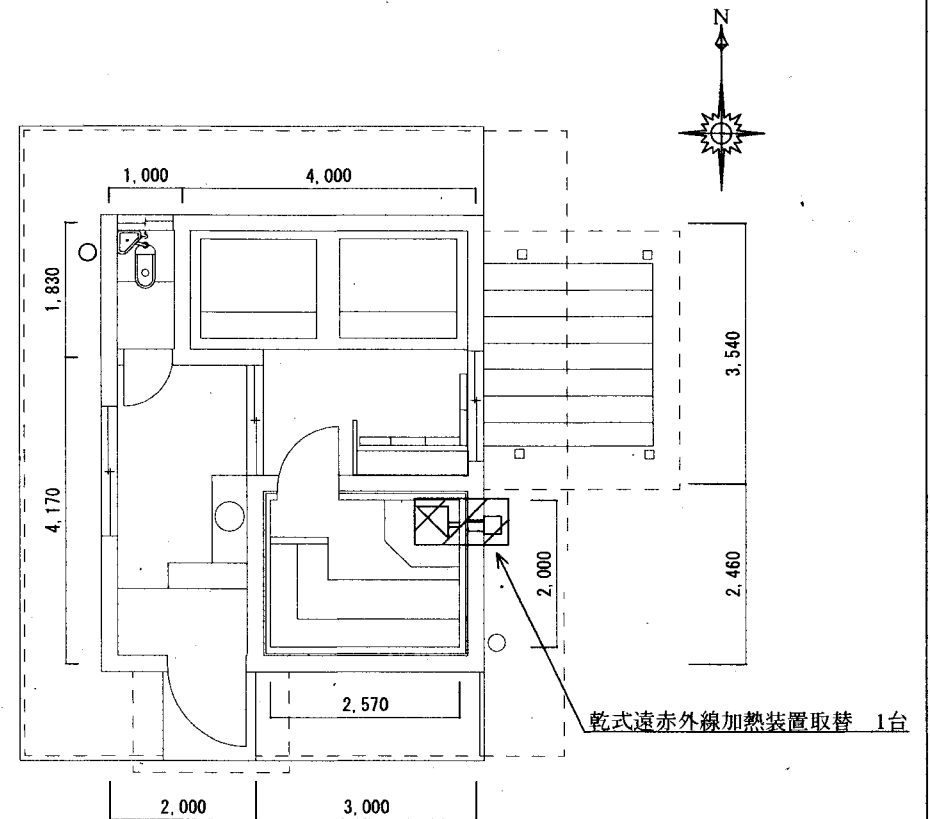
工事名称	乾式遠赤外線加熱装置取替工事		
図面名称	仕様書（1）		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	2 / 3



豊川駐屯地案内図 S=1/X



配置図 S=1/4000



189号建物平面図 S=1/100

工事名称	乾式遠赤外線加熱装置取替工事		
図面名称	案内図, 配置図, 平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	3/3

入 札 書

令和8年7月17日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

¥ (税抜)

1 件名：乾式遠赤外線加熱装置取替工事	住 所
2 規格：仕様書のとおり	名 称
	代表者名

上記入札条件及び入札契約心得承諾の上入札します。

下記の内訳のとおり入札致します。

件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
乾式遠赤外線加熱装置取替工事	仕様書のとおり	式	1			
— 以下余白 —						

※工事費内訳明細書には、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を明示すること。

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調査書

市場価格調査については、当調査書をお使い頂くか、業者様任意の様式でも結構です。

【陸上自衛隊豊川駐屯地】
提出期限:令和8年7月15日(水)17時まで(FAX可)

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

担当:西森(にしもり)
TEL 0533-86-3151 内線:3471
FAX 0533-84-7850

令和 年 月 日
住所・名称・代表者名

¥ (税抜) 印

内 訳

件 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
乾式遠赤外線加熱装置取替工事	仕様書のとおり	式	1			税 抜
	以下余白					

※ 積算内訳書の提出も宜しく願います。(様式任意)

積算内訳書

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1. 直接工事費		式	1			
うち材料費						
うち労務費						
2. 共通仮設費						直接工事費×所定の共通仮設費率を乗じた価格
3. 純工事費						直接工事費＋共通仮設費
4. 現場管理費						純工事費×所定の現場管理費率を乗じた価格
うち法定福利費の事業主負担額						
うち建退共制度の掛金						
5. 産業廃棄物処理費						
6・工事原価						純工事費＋現場管理費＋産業廃棄物処理費
うち安全衛生経費						
7. 一般管理費						工事原価×所定の一般管理費率を乗じた価格
8. 工事価格						工事原価＋一般管理費

積算内訳書

[illegible]